

# 「テロ等準備罪＝共謀罪」はどこから生まれ、どこへ行くのか

共謀罪法案対策プロジェクトチーム

## 第1 はじめに

昨年12月1日、当会内に共謀罪法案対策プロジェクトチームが設置され、諸活動を行ってきた。いわゆる共謀罪法案の4度目の国会提出が迫る中、現在まで及び今後予定されている活動について報告する。

なお、本稿は2月27日までに各担当者が執筆し、翌28日に編集している。2月27日の時点では、具体的な条文としては、昨年夏、法務省が作成した「検討中の『組織犯罪準備罪』について」と題するペーパー中の「今回の法案（審査中）・組織的犯罪集団に係

る実行準備行為を伴う犯罪遂行の計画」の条文しか明らかにされていなかった。2月28日、政府から与党協議のために法案が提示されたが、いまだ法案も国会提出の時期も確定していない。組織的犯罪処罰法に第6条の2として加えられる条文の、前回の国会提出法案・昨年夏に作成された「今回の法案（審査中）」・2月28日に提示された法案の対比は下表のとおりである（なお、2月28日に提示された法案では罪名は「実行準備行為を伴う組織的犯罪集団による重大犯罪遂行の計画」であり、法文・別表のいずれにも「テロ等準備」も「テロ」の文言もない）。

	前回国会提出法案	「今回の法案（審査中）」	2月28日提示法案
団体	団体の活動として	組織的犯罪集団（その結合関係の基礎としての共同の目的が死刑若しくは無期若しくは長期4年以上の懲役若しくは禁錮の刑が定められている罪又は別表第一（第1号を除く。）に掲げられている罪を実行することにある団体をいう。次項において同じ。）の団体の活動として	組織的犯罪集団（団体のうち、その結合関係の基礎としての共同の目的が別表第三に掲げる罪を実行することにあるものをいう。次項において同じ。）の団体の活動として
行為者	当該行為を実行するための組織により行われるものの遂行を		
	共謀した者	2人以上で計画した者	
処罰条件		その計画をした者のいずれかによりその計画に係る犯罪の実行のための資金又物品の取得その他の犯罪の実行の準備行為が行われたとき	その計画をした者のいずれかによりその計画に基づき資金又は物品の手配、関係場所の下見その他の計画をした犯罪を実行するための準備行為が行われたとき
対象犯罪	懲役・禁錮長期4年以上	懲役・禁錮長期4年以上	別表第四に掲げる罪

## 第2 1月27日会内学習会の報告

昨年夏以前の状況を整理した論考・長末亮「共謀罪をめぐる議論」国立国会図書館調査及び立法考査局（2016年9月20日刊行）を資料として、本年1月27日に、各報告者から報告を受けて学習会を開催した。

### 1 概念の整理・各国の規定等

#### (1) 概念の整理

日本の法制度は、犯罪の処罰について、既遂が原則、必要な場合に未遂、極めて例外的に予備罪を規定し、その他、概念として共謀共同正犯が認められている。これに対し、共謀罪は一定の要件に合致する場合の共謀を広く処罰するもので、準備に着手することが必要な予備罪、誰かの実行行為が必要な共謀共同正犯とは明らかに違う。これまでの刑事法体系にはないものである。

#### (2) 各国の規定

アメリカの「共謀罪」（連邦法第18編第371条）は二人以上の者が、何らかの犯罪を犯すこと等を共謀し、そのうちの一人以上の者が、共謀の目的を果たすために何らかの行為を行ったときに処罰される。

イギリスの「共謀罪」（1977年刑事法第1条、第3条）は、ある者が、他の者と犯罪行為を遂行することにつき合意したときである。

ドイツは、共謀罪ではなく、「犯罪団体の結成の罪」（刑法第129条）を規定しており、犯罪行為の遂行を目的、活動とする団体を設立した者、このような団体に構成員として参加した者、その構成員・支援者を募り又はこれを支援した者が処罰対象である。

フランスは「凶徒の結社罪」「刑法第450-1条」を規定しており、重罪等の準備のために結成された集団又はなされた謀議に参加したとき（準備のために客観的行為がなされることを要する。）である。

共謀罪はイギリスが起源とされ、コモンロー上の共謀罪も存在するとされている。フランスは、フランス革命後の治安の乱れから、ナポレオン法典に導入されている。このように見ると、英米法系、大陸

法系ともに歴史がある一方、上述したように、日本の法体系にはそのようなものはない。各国の法体系、歴史の違いは十分に考慮されるべきである。

（奥村裕和）

### 2 TOC条約に関する論点

#### (1) 政府の説明

政府が共謀罪の新設が必要と述べる根拠に、国連越境組織犯罪防止条約（以下、「TOC条約」という。）の存在がある。現行国内法ではテロリスト等の組織的犯罪集団に対処できておらず、「重大な犯罪を行うことを一又は二以上の者と合意すること」（共謀）あるいは「組織的な犯罪集団の犯罪活動…に積極的に参加する行為」（参加）のいずれかの犯罪化を要求するTOC条約を批准する必要がある、そのために共謀罪の新設が必要だといっている。

そもそも同条約はアメリカ同時多発テロの前年である2000年に国連で採択されマフィア犯罪等の越境組織犯罪防止を目的とするものであって、テロ対策とは本来関係はないが、その点はさておき、本稿では、同条約が締結国にどのような措置を要求しているか検討する。

#### (2) 政府が説明するとおり共謀罪の新設という立法措置は求められているか

第5条「組織的な犯罪集団への参加の犯罪化」は、共謀罪あるいは参加罪を犯罪とするため、「必要な立法その他の措置をとる」ことを締結国に求めている。ここに「共謀罪」とは、「金銭的利益その他の物質的利益を得ることに直接又は間接に関連する目的のため重大な犯罪を行うことを一又は二以上の者と合意することであって、国内法上求められるときは、その合意の参加者の一人による当該合意の内容を推進するための行為を伴い又は組織的な犯罪集団が関与するもの」とされている。

この要求を満たすために具体的にどのような「立法その他の措置」が必要か。

国連が定めた「Legislative Guide（立法ガイド）」によると、「第5条の定める2つのオプション、つまり第1項(a)(i)（注：共謀）と第1項(a)(ii)（注：

参加)は、このように、共謀に関する法を有する国もあれば組織犯罪に関する法を有する国もあるという実情を反映したものである。これらのオプションは、共謀あるいは犯罪組織のいずれの概念の導入も要求することなく、組織的犯罪集団に対する効果的な措置を取ることを容認するものである(原文:The options allow for effective action against organized criminal groups, without requiring the introduction of either notion — conspiracy or criminal association — in States that do not have the relevant legal concept.)。下線部について外務省は「共謀又は犯罪結社の概念のいずれかについてはその概念の導入を求めなくとも」と、共謀罪あるいは参加罪いずれかの導入が必要であるかのように説明しているが、これは明らかな誤訳である。

また、同条約において犯罪化が要求されているのは「金銭的利益その他の物質的利益を得ることに直接又は間接に関連する目的」での犯罪の共謀であり、今般導入が議論されている「共謀罪」とは大きく異なる。

### (3) TOC条約締結に当たり国際性ある犯罪の共謀、対象犯罪を限定する留保を行うことはできるか

共謀を犯罪化するに当たり(1)対象犯罪を国際的な犯罪に限定、(2)対象犯罪を限定、することが考えられる。政府は、(1)については条約第34条第2項が「国際的な性質…とは関係なく定める」としていることを理由として、(2)については条約第2条(b)が「重大犯罪」を「長期4年以上の自由を剥奪する刑又はこれより重い刑を科することができる犯罪」と定めていることを理由として、いずれも許されないと説明しているが、TOC条約締結に当たり、条約第34条第2項、条約第2条(b)に留保を付することが可能と考えられる。

条約法に関するウィーン条約によると、留保が許されない場合とは、①条約によって留保が禁止されている場合、②条約が特定の留保のみ許容しており、当該留保がその中に含まれない場合、③①②以外の場合で留保が条約の趣旨及び目的と両立しない場合、である。TOC条約はそもそも国際的な犯罪組織を取り締まるものであり、実効性が

確保できれば必ずしも2項に規定されるすべての「重大犯罪」を対象とする必要がないことから、上記の留保が条約の趣旨・目的に反することもなく、留保は許されると解される。(定岡由紀子)

## 3 共謀罪に対する賛否

### (1) 実行行為概念との関係について

#### ア 批判的見解

共謀罪では人の内心にのみ存在する「合意の内容」によって、現実に法益侵害が生じていない段階でも処罰対象になる。共謀罪の適用対象となる多数の犯罪類型が、実行行為の前の段階で処罰可能となってしまう。これは「既遂」処罰を原則とし、法益侵害の大きさや危険性に応じて、例外的に「未遂」「予備」「共謀」の順に処罰するという日本の刑法の体系にそぐわない。

#### イ 肯定的見解

批判的見解は共謀罪における処罰要件が厳密化していることを看過している。また、組織的犯罪処罰法が想定する組織的な犯罪は、それが高度な組織性を持った団体により企図されるため、実現可能性が高く、重大な被害を生じやすい等、特に違法性が大きい。そのため、実行に至る前に摘発する必要性が強い。このような犯罪の共謀に限って処罰の対象にすることは、日本の刑事法の在り方とも整合的であり、現に、一定の罪について予備・陰謀、あおり等を処罰の対象にしている。

### (2) 立法事実について

#### ア 批判的見解

実行行為が着手される以前の共謀の段階での処罰を必要とするような立法事実は存在しない。大規模テロ等については殺人予備罪があるので共謀罪がなくとも対応可能。

個別の立法事実があればそれに沿った形で個別の犯罪についての共謀罪の適否を論ずるべきである。

地下鉄サリン事件等の大規模テロを防止するためには、情報の事前入手が重要。現状でも、公安警察は情報を事前に覚知すれば、別件や微罪

による強制捜査でテロに対処しており、共謀罪がなくともテロ対策には問題はない。逆に情報が入手できなければ共謀罪があってもテロを防ぎようがない。テロは共謀罪の立法事実とはならない。

### イ 肯定的見解

国際的な条約締結上の義務がある。

地下鉄サリン事件や米国の9.11テロ事件を見れば、個人犯罪を前提とした現行刑法が想定していない集団犯や組織的大規模破壊行為に対応する法律を作る必要は高い。

現行刑法は基本的に単独犯を想定しており、特に実行行為を観念しない予備罪はその傾向が強い。大規模テロ行為のように大人数が組織的に犯罪を実行するケースは想定されておらず、個々の予備行為について実行者と関与者を特定し個別に摘発することになる。しかし、大規模組織では犯罪計画の立案という共謀段階の行為者と、計画の実行という予備・実行段階の行為者が異なる場合が少なくない。首謀者と実行者との間に直接の面識がないケースでも殺人予備罪で対処できるのか疑問である。

### (3) 団体や組織の定義について

#### ア 批判的見解

共謀罪の適用が問題となるのは、団体が組織として犯罪を共謀した時点であるから、もともとは適法な団体であっても、共謀の時点では組織的犯罪集団と認定され、共謀罪の対象とされる危険性が十分ある。

今は団体性がなくても将来、団体となり得る場合は共謀罪の捜査対象となるとされており、団体の概念が広すぎる。

戦前の「治安維持法」は当初、天皇制や私有財産制度の否定を目的とする結社や行動の処罰を主な目的としていた。成立に際し、伝家の宝刀、一般の国民に適用されることはない等喧伝されたが、取締対象が徐々に拡大し、思想を弾圧する手段として濫用された。共謀罪も同種の危険をはらんでいる。

### イ 肯定的見解

組織的な犯罪の共謀罪には、以下のとおり厳格な要件が付されており、国民の一般的な社会生活上の行為が対象となることはない。

原案では、対象犯罪が、死刑、無期又は長期4年以上の懲役又は禁錮に当たる重大な犯罪に限定されている。例えば、殺人罪、強盗罪、監禁罪等の共謀は対象となるが、暴行罪、脅迫罪等の共謀では、本罪は成立しない。

a) 団体の活動として犯罪実行のための組織により行うことを共謀した場合、又は、b) 団体の不正権益の獲得・維持・拡大の目的で行うことを共謀した場合に限り処罰するという厳格な組織犯罪の要件が課されている。例えば、団体の活動や縄張りとは無関係に、個人的に同僚や友人と犯罪実行を合意しても、本罪は成立しない。

処罰される「共謀」は、特定の犯罪が実行される危険性のある合意が成立した場合を意味している。単に漠然とした相談や居酒屋で意気投合した程度では、本罪は成立しない。

### (4) 共謀の定義について

#### ア 批判的見解

現在でも「黙示的な意思の連絡」(最高裁平成15年5月1日判決)という考え方を採用して共謀共同正犯の成立が認められており、「共謀」概念は広がりすぎている。目配せやまばたきでも共謀関係が成立するとの政府答弁もあり、共謀罪においても、同様に、共謀概念の拡大が懸念される。

### イ 肯定的見解

「共謀」とは、特定の犯罪を実行しようという具体的かつ現実的な合意をすることをいい、居酒屋で個人的に意気投合した程度では特定の犯罪が実行される危険性のある合意に当たらず共謀とは言えない。したがって、一般の国民の日常生活上の行為が共謀罪の要件に該当することは考えられない。

共謀共同正犯の考え方は、昭和30年代の暴力団抗争で、配下の組員に犯罪を実行させ、自らは実行しない組長らの処罰を目的として確立さ

れた。法学者からは、拡大処罰の可能性や個人責任という近代刑法の基本原則を没却するとの批判もあったが、結果として、その適用が殊更問題視された事例は僅少ないし皆無である。

「黙示的な意思の連絡」をもって共謀が成立するとした判例は、共謀共同正犯の理論が、もともと犯罪を指示するだけで実行しない黒幕を摘発する法理として発展した経緯を見れば、不当な拡大解釈とはいえない。(増田広充)

### 第3 国会提出が予想される「テロ等準備罪」の検討

共謀罪PTは、昨年夏以降明らかにされた資料等をもとに国会提出が予想される「テロ等準備罪」について各担当者において検討を行った。条文が明らかにされていない2月27日時点段階での批判であるが、2月28日提示法案に対しても妥当していると考えられる。

#### 1 憲法上の問題点について

##### (1) 国会提出に至る経過の問題点

法案は、現時点で明らかにされている限り、その内容は国の基本法である憲法が市民に保障する民主主義、基本的人権を危うくする刑罰法案である。

法案は刑法の根幹を変更する重大法案である。にもかかわらず、刑法学者や立法事実にかかわる条約問題の専門家などによる事前の検討はなされておらず、法制審議会などの市民に開かれた形で時間をかけて審理することなく、与党間の協議で修正するだけで、国会提出されようとしている。市民の身体・自由・名誉・プライバシー等の人権にかかわる刑罰法案であるのに、市民の求めもなく、意思も反映させず、理解も得られていない状態で、多数の力で国会が強行採決するとすれば、憲法の基本原理である民主主義を手続面で損なう。

##### (2) 人権保障と「テロ等準備罪」

法案は、その犯罪構成要件が具体的・限定的でなく、規範的な用語が使用されているため広く解釈される余地があり、多数の犯罪(2月28日提示された法案では277)を一つの条文で処罰するので

その範囲は一読して不明である。その運用によっては憲法が保障する罪刑法定主義の実質を揺るがし、その結果、市民の思想・良心の自由、結社・表現の自由を侵害する危険が大きい。

政府は、「テロ等準備罪(共謀罪)」を新設しても一般人に警察の捜査が及ぶような心配はない。そのため、例えば「準備行為」を法文に加えて制限したという。しかし、前記の法案にある「準備行為」は犯罪成立の構成要件ではなく単なる処罰条件であり、犯罪の成立を制限するものではないとされている。やはり、これでは後述のとおり、共謀したと疑われた者は捜査の対象とされ、被疑者とされるおそれがある。

犯罪捜査の対象が一般人に及ぶこともあり得るので、「テロ等準備罪(共謀罪)」が成立すると、憲法が保障する市民の自由権が侵害される具体的なおそれが生じる。

##### (3) 思想・良心の自由、結社・表現の自由が守れない

広く共謀を犯罪とする今回の「テロ等準備罪(共謀罪)」は、思想・良心の自由を侵害する危険を明らかに高める。「二人以上で計画」(共謀)するのは合意で足りるとされ、書面やメールによる表示がなくても暗黙の合意で足りることは共謀共同正犯をめぐる判例が認めるところである。どのような場合に黙示の合意が成立したと判断されるかは、事後的な裁判所での認定の問題になってしまい、市民にとって何が合意の成立になるかを事前に予測することができない。刑法は、責任主義の原則のもとに、犯罪の成立に認識(故意)を必要としているが、前述のとおり、準備行為が客観的処罰条件にすぎないのであれば、準備行為の認識は犯罪の成立に不要である。これでは、いつ、自分の行為が処罰の対象となるのかですら、当事者となるかもしれない市民に分からない。

言うまでもないことではあるが、共犯者による犯罪の実行あるいは着手などを前提とする共謀共同正犯と「テロ等準備罪(共謀罪)」とは処罰の構造が異なる。

このまま法案が成立してしまうと、うっかりものが言えなくなり、憲法が市民に保障している思

想・良心の自由が守られない世の中になることが心配となる。

次に、「テロ等準備罪」は、その運用で、結社・表現の自由を侵害するおそれ大きい。捜査の対象が、団体に活動又は活動しようとする一般人にも及ぶからである。

法案について「組織的犯罪集団」の「団体の活動」として「計画した」者に限っているので、組織的犯罪組織と無関係な一般人が捜査の対象になることはないとする説明が当初はされていた。

しかし、政府は、その後「組織的犯罪集団」は必ずしも既存の団体に限られず、計画中の団体を含むとした。当初の説明と異なり、共謀罪の刑罰の対象となる者は既存の団体の構成員に限られない。

また、既存の団体については、これまで犯罪集団であった団体に限られず、犯罪集団に一変した団体も含まれるとする政府見解が表明されている。たまたま団体の一員としてその場に居合わせたことで一般人であっても共謀罪の捜査の対象となり、処罰されるおそれがある。

「テロ等準備罪」は、共謀罪と同じ憲法上の問題を抱えており、法案が成立すると憲法が結社・表現の自由として市民に保障している団体の活動が委縮してしまう。憲法の価値が実現されない社会となる。

憲法から見ると、「テロ等準備罪（共謀罪）」の法案には否定的とならざるを得ない。（近森土雄）

## 2 「団体の活動」について

### (1) 組織的犯罪処罰法における「団体」

共謀罪は、組織的犯罪処罰法の改正案（第6条の2の新設）として立法されようとしている。この組織的犯罪処罰法は、団体を「ヒト・モノ・カネ」の面から規制しようという意図のもと立法されたものである。そして、「ヒト」の規制として、「団体の活動として」犯罪が組織的に行われた場合、その犯罪に関わった者の刑を通常よりも重く処罰している。

ここでいう「団体」とは、結合関係の基礎としての共同の目的を有する多数人の継続的結合体で

あって、その目的又は意思を実現する行為の全部又は一部が組織（指揮命令に基づき、あらかじめ定められた任務の分担に従って構成員が一体として行動する人の結合体）により反復して行われるものと定義されている（2条1項）。そして、団体は、暴力団その他の犯罪の実行を目的とするものには限定されないとされており、その目的が必ずしも違法、不当なものであることを必要としないともされている。会社、労働組合、市民団体、スポーツクラブも含まれることになる。

2005年当時の共謀罪の新設である第6条の2は、「団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われるものの遂行を共謀した者」とされており、会社の同僚や労働組合員も処罰の対象に含まれていた。

### (2) 組織的犯罪集団について

今回新たに提出されようとしている法案では、従前の「団体の活動として」とされていたものが、「組織的犯罪集団」の「団体の活動として」というように変更されるという。ここでいう「組織的犯罪集団」とは、団体のうち、その結合関係の基礎としての共同の目的が「対象犯罪」を実行することにある団体であると定義されている模様である。

「団体」には、市民団体、労働団体、会社組織や「組織的犯罪集団」などすべてが含まれるが、共謀罪の対象となるのは、そのうち組織的犯罪集団に絞られるということになる。

しかし、そもそも公然と犯罪遂行を目的として掲げ結成された集団など存在するのか疑わしい。組織的犯罪集団といえば、暴力団やマフィアを連想するが、犯罪という共同の目的のために、団体の指揮命令のもとに行われる団体の活動として犯罪行為を行うもので足りるのであるから、一般の会社や団体を足がかりとして犯罪を実行する団体（＝組織的犯罪集団）が作られることもある。会社や労働組合、市民団体なども、その活動内容によって「組織的犯罪集団」と認められることがある。

今回の法案は、組織的犯罪集団による共謀のみ処罰するもので、従前の共謀罪のように会社や労働組合、市民団体は対象とならないと説明された

としても、それらの団体が「組織的犯罪集団」と認定されれば処罰対象となってしまうことになり、あまり限定の意味を持たない。(向井啓介)

### 3 「準備行為」について

#### (1) 限定になり得ない

政府は今回提出法案について、過去3度廃案になった共謀罪法案との違いとして、①対象を「組織的犯罪集団」に限定し、②「犯罪の実行の準備行為が行われたとき」初めて処罰の対象となるとして、「共謀罪」ではないと説明する。しかし、3度目の共謀罪法案の際の与党最終修正案(2006年6月)には、この2要件は含まれ文言もほぼ同じである。そして、ときに「準備行為」は処罰条件であり、予備行為のような危険性を必要としないと説明されたため、不明確だと批判されてきた。

「準備行為」の具体例として「資金の手配」や「関係場所の下見」などを条文に明記するとされるが、生活費のつもりで預金を下ろしても「資金を手配した」、通った場所がたまたま犯罪に関係したら「関係場所の下見をした」と、後から評価されるという危険性は少しもぬぐえていない。そもそも「その他準備行為」と規定されるのであれば、何の限定もないことになる。

#### (2) 処罰条件が構成要件か

2006年の共謀罪法案の議論では、「準備行為」は、いわゆる顕示行為、オーバート・アクトであり、共謀認定における法定証拠ないし処罰の客観的条件として、構成要件ではないと説明された。

今回提出予定法案も「…計画した者は、…準備行為が行われたときは、…刑に処する。」となるのであれば、構成要件的行為は、あくまで「計画(共謀)」であり、準備行為は、処罰条件と解釈される。

処罰要件であれば、まず、計画(共謀)だけで犯罪は成立し、捜査が開始できる。有罪判決やそれ以前の起訴に至らなくても、捜索・押収、逮捕だけでも、警察が日常生活に入り込んだことで、社会的制裁の効果はてきめんである。さらに、「準備行為」は、予備罪に該当する犯罪発生危険性を高める行為に限定されず、何が「準備行為」かの

認定は、捜査機関が行うことになる(2月2日衆議院予算委員会・金田法相答弁)。起訴され、裁判所によって無罪となっても、判決まで身体拘束を受けることになれば、その被害は刑事補償の金銭で取り返しがつくものではない。このように、「共謀」という「内心を表現し合った」だけで日常生活が脅かされるならば、表現行為の萎縮効果は絶大である。

ましてや、準備行為は、「計画をした者のいずれかにより…当該犯罪の実行の準備行為が行われた」として、被疑者本人の準備行為でなく、計画(共謀)相手の準備行為があればよい。構成要件でなければ故意の認識対象でもないのだから、本人は全く知らないうちに処罰される。本人が翻意しても他の一人が翻意を知らずに行動すれば、処罰され得るのである。

以上から、「準備行為」は、処罰を限定する効果はないに等しいといえる。(宮本亜紀)

### 4 対象罪数277をめぐる問題

#### (1) TOC条約解釈と罪数選定の恣意

共謀罪の対象犯罪が600を越えていた前回国会提出の当時、政府は2度にわたって「組織的な犯罪の共謀罪においては、死刑又は無期若しくは長期4年以上の懲役若しくは禁錮の刑が定められている罪を対象犯罪としているところであり、これを犯罪の内容に応じて選別することは、TOC条約上できないものと考えている。」と答弁していた。4度目の国会提出に当たって対象犯罪を277に減じても条約が批准できるというなら政府の条約解釈そのものが疑わしいということになる。加えて、対象犯罪選定の恣意と、盗聴法がそうであったように将来における対象犯罪拡大の可能性は否定できない。(永嶋靖久)

#### (2) 罪刑の均衡を大きく崩す

ちなみに、組織的犯罪処罰法第6条は、組織的殺人及び組織的営利目的誘拐の2つの罪の予備行為を処罰している。新設される第6条の2において処罰される行為がたとえ277となったとしても、予備2<共謀277ということになってしまう。危

危険性がより高いはずの組織的犯罪の予備の対象犯罪が少なく、危険性がより低いはずの組織的犯罪の共謀の対象犯罪が多いという逆転現象が生じてしまう。さらに言えば、第3条の組織的殺人などの罪が11罪、第4条の組織的殺人などの未遂が5罪、第6条の組織的殺人などの予備が2罪と危険性が低くなるにつれて犯罪数が減少して行っているにもかかわらず、組織的犯罪の共謀のみが大きく膨らんでいる。共謀罪のみが団体のうち組織的犯罪集団によるものに絞られるとしても、対象犯罪のアンバランスに鑑みると、罪刑の均衡が大きく崩れてしまうことになるといえる。(向井啓介)

### 5 テロ対策をめぐる問題

#### (1) TOC条約

TOC条約にいう「越境的組織犯罪」とは、国境を越えて活動しているマフィアや麻薬の密輸、人身売買などを繰り返している集団が行う犯罪のことである。この条約は、金銭的利益その他の物質的利益を得ることを目的として重大犯罪を行うことを目的とした団体(組織的犯罪集団)を対象としており、テロ対策のものではない。テロは、金銭的、物質的利益を得るのが目的ではなく、政治的、宗教的な目的のもとに市民や政府に恐怖を与えることを目的として行われるものであり、条約の対象外である。

#### (2) テロ対策の条約

国連においては、TOC条約とテロ関係の条約は、明確に区別されている。テロ対策の条約は、ハイジャック防止のためのハーグ条約(1970年)、核物質防護条約(1980年)、シージャック防止条約(1988年)、プラスチック爆弾探知条約(1991年)等である。そして、外務省のウェブサイトでは、日本はテロ関連条約の全ての条約を批准しているとされていた。

#### (3) その他現行法上、テロ対策に有用な規定が数多く存在する

また、テロとして行われそうな重大犯罪については、現行法上未遂以前の段階で処罰できる法律が既に整備されている。すなわち、現行刑法上、未

遂以前の段階で処罰することが可能な規定として、内乱予備・陰謀罪、外患援助予備・陰謀罪、私戦予備・陰謀罪、殺人予備罪、強盗予備罪、放火予備罪、身代金目的誘拐予備罪が設けられている。他にも、通貨偽造準備罪が存在し、支払用カード電磁的記録不正作出準備罪も新設された。これは、実質的には詐欺罪の予備行為を処罰するものであり、準備罪(予備)の未遂も処罰されている。また、凶器準備集合罪により、暴力犯罪を準備段階で処罰することが可能である。

また、特別法上、爆発物取締罰則には共謀罪が、化学兵器、サリン、航空機の強取、麻薬取締法、覚せい剤取締法、銃刀法等その他多くの特別法において予備罪が規定されている。

さらに、軽犯罪法第1条29号においては、他人の身体に対して害を加えることを共謀した者の誰かがその共謀に係る行為の予備行為をした場合に、共謀した者を処罰することが可能である。

また、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律は、建造物侵入盗について、窃盗の未遂に至らない準備段階の行為を処罰している。

(向井啓介)

### 6 共謀罪新設は、刑事司法制度を根幹から変質させる

#### (1) 共謀罪捜査は、警察の捜査権限をどう変えるか

先日、若者の団体からの依頼で共謀罪学習会に出て話をした。その際、「私たちは集まっているんな話をするけど、テロなんて考えもしないし、犯罪の相談なんかしないから、共謀罪って私たちには関係ないでしょ」という率直な質問があった。

そうなのである。弁護士会も、犯罪の相談を擁護しようとしているのではない、そうした目的だと言いつつ、市民生活への監視介入を許す制度になるという点で共謀罪に反対していると説明した。

共謀段階でテロを摘発する、という法制度は、共謀段階で共謀を探知し、その段階で検挙するという課題と責任を捜査活動の権限と責任とする、ということの意味する。しかしながら一方で、誰が、どこで、どんな共謀を行っているか、捜査機関は知る由も無い。勢い、会話や通信に対する傍受や、

探知、さらにはスパイ活動や密告を推進することまでも捜査手法にすることが視野に入れられる事態が生じかねないのである。共謀罪に対して、現代版治安維持法との指摘が行われることがある。これは、治安維持法が制定当初は共産党のみが対象だから一般市民には関係がない、との説明がなされていたが、施行後には、あらゆる反体制勢力への思想弾圧法、反戦思想弾圧法という役割を果たした歴史的事実と共通すると言われている。

## (2) 共謀罪を審理する裁判はどう変わるか

共謀罪は「内心を処罰する」悪法だ、という主張がある。刑事裁判の審理の対象が「内心のいかん」に変えてしまいかねないと見ておかねばならない。

例えば、殺人や傷害の共謀があったとして警察に検挙されたとしよう。この場合、共謀以外に何らの行為が存在しないでも犯罪として逮捕され裁判にかけられる。「共謀」したとされる人は、共謀の内容が問われ、「団体としての犯罪に関する謀議をした」のかどうか、が裁判の対象となる。裁判官は、そのうちの誰かが「犯罪の共謀をした」と言っているという供述証拠がある場合など、その話が冗談であるとか、話はしたが実行に移す気がなかったなどの弁解は、すべてその「内心」がいかであったか、が審理の対象とならざるを得ない。また日常的行為が準備行為に当たるかどうかは、結局その内心を探られることとなることも否定できない。

共謀罪の新設は、「テロや犯罪を事前に防止してくれる」社会の安全のための他に例を見ない好都合の制度のように言われながら、捜査権限を拡大し、市民生活の監視を捜査権限とせざるを得ず、裁判では、内心が問題とされるという変化を必然的に生み出す危険をはらんでいると言わねばならない。

## (3) 刑事法の役割は、国家刑罰権の行使における人権擁護の原則と範囲を明確にすること

言うまでもないことだが、刑事法は、捜査、裁判、刑の執行のすべての場面にわたって、日本の国家刑罰権の行使の限界を示す、人権の保障の理念と手続の法制度である。

共謀罪がこうした刑事法制度の中に導入されるならば、国家刑罰権に犯罪予防の役割を与える。市民生活の自治、自由こそが日本社会の安全の土台である。それを否定しかねない共謀罪導入後の社会は、警察権限に監視、介入される社会であり、暗黒社会に変わっていきかねないと言われるゆえんであろう。  
(伊賀興一)

## 第4 今後の活動

以上見てきたとおり、今国会に提出が予想される「テロ等準備罪」はTOC条約の締結を理由とされるが条約はテロ対策とは言えず、かつ条約の批准にこのような法律が必要とは言えない。そして、これまで3度廃案となった共謀罪法案とその実質においてなんら変わりがなく、既に成立している盗聴法や司法取引と相まって、一層の危険を懸念させるものとなっている。

これに対して、今国会における政府側の答弁は、「一般人には適用されない」と繰り返すだけで懸念を具体的に払拭するものではなく、かえって「一網打尽」を強調するばかりのように聞こえる。3度も廃案となった法案について、4度目の国会提出をしようというのに、しかもこれまでの共謀罪とは全く違うと言いながら、ギリギリまで条文が明らかにされなかった。そして、具体的な条文を明らかにしていないことを理由に国会での質疑を拒否しようとした。にもかかわらず、今夏の都議選を理由とする早期成立の予想が報じられている。

このような状況の下では、当会としてはかつての共謀罪法案に対すると同様、4度目の国会提出にも反対せざるを得ず、国会に提出された暁にはその廃案を求めるしかない。

共謀罪PTは、3月10日集会、3月13日市民パレードに続いて、5月21日には市民大集会を企画している。今後も状況の変化に応じて、様々に提案していきたい。共謀罪創設の反対に向けた様々な活動に、より多くの会員の参加をお願いする。

(編集 伊賀興一・永嶋靖久)